

## 令和5年12月1日から 図書館システムが新しく

機器類の入替のため、  
11月20日(月)～30日(木)は休館します。  
電子図書館は通常通りご利用いただけます。

問い合わせ 図書館 (西2南14、☎22・4700)

### ここが新しく変わります

#### ①スマートフォンの画面表示で簡単貸出

図書館のホームページからログインし、利用者カードのバーコード画面表示で貸出が可能になります。

※従来通り利用者カードでの貸出も可能です。



#### ②ホームページ画面がより使いやすく

文字を大きく表示し文章を音声で読み上げるなどの閲覧支援機能が追加され、閲覧がより便利に使いやすくなります。

#### ③聴く読書「オーディオブック」が追加

音声化された書籍コンテンツを耳で楽しむことができる「聴く読書」が、ホームページ上で利用可能になります。

詳しくは、図書館ホームページをご確認ください。

※11月20日(月)～30日(木)は停止します。



### 利用者カードは3年ごとの更新手続きが必要になります

利用者登録の情報を更新し、適切な管理をするために更新期限を設けます。

更新期限は、貸出レシートかホームページログイン画面にて確認することができます。

更新期限の2カ月前になりましたら、確認のため運転免許証などの身分証明書を持参し、1階カウンターまでお越しください。

なお、期限の切れた利用者カードは更新手続きが完了するまでご利用いただけませんのでご注意ください。

#### ◆11月19日までに利用者カードを作った人(個人・団体)

令和6年8月1日～令和7年7月31日の間のご自身の誕生日が最初の更新期限となります。また、団体の人は、利用者カードを作った登録日が最初の更新期限となります。

誕生日または登録日(例)	有効期限日	更新手続
8月1日	令和6年8月1日	令和6年6月1日～
12月24日	令和6年12月24日	令和6年10月24日～
6月1日	令和7年6月1日	令和7年4月1日～
7月7日	令和7年7月7日	令和7年5月7日～

#### ◆12月1日以降に新規利用者カードを作る人(個人・団体)

利用者カードを作った登録日から、3年後の日付が更新期限となります。

登録日(例)	有効期限日	更新手続
令和5年12月1日	令和8年12月1日	令和8年10月1日～

図書館の休館に伴い、本は15冊、CD・DVDは5点までを3週間の貸出に拡大します。

#### 貸出拡大期間:

11月7日(火)～19日(日)

帯広市公式LINEのメニューから、簡単に「電子図書館」を利用できます。ぜひ友だち登録してください。



## 国民健康保険が 使える施術と使えない施術

整骨院・接骨院、はり・きゅう、  
マッサージのかかり方



問い合わせ 国保課給付係 (市庁舎1階、☎65・4138)

柔道整復師の施術を受けられる整骨院・接骨院や、はり・きゅう、マッサージは、一定の条件を満たす場合は、病院での受診と同様に健康保険が適用されます。健康保険が使える範囲については、右記の通りです。

#### 健康保険を適用して施術を受けた場合

「療養費支給申請書」の内容を確認し、署名をしてください。

なお、市では医療費適正化のために施術内容などの照会を行う場合がありますので、回答にご協力をお願いします。

#### 領収書は医療費控除を受ける際に使います

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージで治療したときには、領収書を必ず受け取り、保管してください。医療費控除を受ける際に必要となります。

#### 施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期の施術を受けても改善が見られない場合は、内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう。



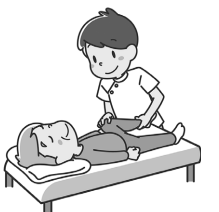
## 整骨院・接骨院

#### ○保険適用となるもの

- ・捻挫(くじく、ひねる)
- ・打撲(打ち身)
- ・挫傷(肉離れなど)
- ・骨折、脱臼(応急手当を除いて、医師の同意が必要)
- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その原因がはっきりしているとき

#### ×保険適用とならないもの

- ・肩こり、脳疾患の後遺症、症状の改善がみられない長期の施術など、慢性的な症状や疲労が要因の場合
- ・病院、診療所で同じけがを治療する場合
- ・仕事や通勤途中でのけがで、労災保険が適用となる場合



#### 施術時の注意事項とお願い

##### ▶負傷原因をはっきり伝えましょう

- ・いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのかを正確に伝えて、健康保険が使えるか相談しましょう。

## はり・きゅう、マッサージ

#### ○保険適用となるもの

- 【はりきゅう】
- ・神経痛 ・リウマチ ・頸腕症候群 ・五十肩
  - ・腰痛症 ・頸椎捻挫後遺症 ・その他類症疾患

#### 【マッサージ ※症状に対する施術】

- ・筋肉がまひして自由に動かせない症状(筋まひなど)
- ・関節が硬くて動きが悪い症状(関節拘縮など)

#### ×保険適用とならないもの

- ・医師の同意がない場合
- ・病院、診療所で同じ疾患を治療中の場合
- ・疲労回復や癒しを目的とする場合

#### 施術時の注意事項とお願い

##### ▶施術の前に医療機関を受診してください

- ・医師の同意書または診断書をもらい、施術所に提出してください。

